

I いじめが起こった場合の緊急対応の流れ 《学校全体の取組》

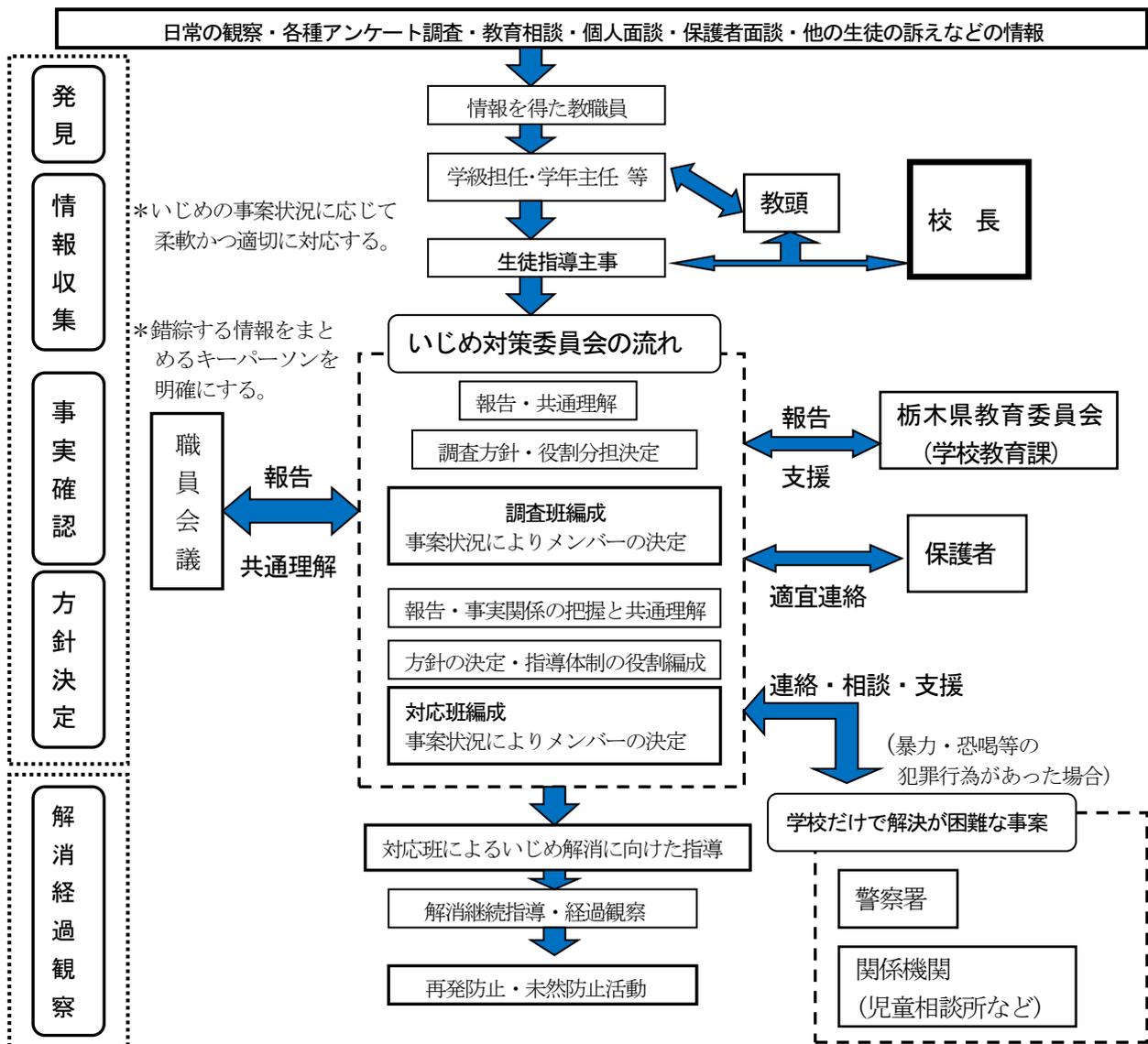
いじめであるかどうかの判断は、教職員は一人で抱え込まず、組織的に行うことが必要である。そのためにも日常から報告・連絡・相談による同僚性を基盤とした協働的生徒指導体制の構築が求められる。

さらに校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な対応を行うことが大切である。いじめが起きた場合、校長が「いじめ対策委員会」による緊急対応会議を開催し、迅速な対応をするためにも学校全体で組織的に取り組むことが必要である。

(同僚性) 教職員が職場でお互いに気軽に相談し・相談される、助ける・助けられることの人間関係をつくり出すこと。

(協働性) 異なる専門分野の人間が共通の目的のために対話し、新たなものを生成するような形で協力して働くこと。

校長のリーダーシップによる迅速な対応



《重大事態が発生した場合の対処 「いじめ防止対策推進法 第5章第28条」》

- ①重大事態の報告・・・県教育委員会を通じて、知事へ、事態発生を報告。
- ②重大事態の調査・・・県教育委員会が調査の主体(学校 or 県教委)を判断。
- ③事実関係を明確にする調査・・・背景調査、学校対応などの事実関係調査。
- ④緊急保護者会・・・事案によっては、保護者説明の是非を判断。
- ⑤報道機関への対応・・・対応窓口を明確にする。

「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合(重大事態の意味)」とは

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合